

鶴岡食文化ロゴ使用管理要綱

1 目的

この要綱は、鶴岡食文化創造都市の推進のために鶴岡市が作成した鶴岡食文化ロゴ（以下「ロゴ」という。）の適正な使用に関し必要な事項を定めることにより、ユネスコ食文化創造都市・鶴岡の取組に係る周知と発信に寄与することを目的とする。

2 ロゴの表示について

ロゴの表示及び使用方法は、この要綱に定めるもののほか、別記「鶴岡食文化ロゴ表示マニュアル」（以下「表示マニュアル」という。）のとおりとする。

3 使用承認及び管理を行う機関

ロゴの使用承認及び管理業務は、鶴岡食文化創造都市推進協議会（以下「協議会」という。）が行う。

4 使用承認申請

(1) ロゴを使用しようとする者は、あらかじめ協議会の会長（以下「会長」という。）に対し、「鶴岡食文化ロゴ使用承認申請書」（別記様式。以下「申請書」という。）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、表示マニュアルに従って使用する者であって、次項各号のいずれにも該当せず、かつ、次のいずれか該当する場合はこの限りでない。

ア 鶴岡市又は鶴岡食文化創造都市推進協議会が使用する場合。

イ 協議会の構成員が鶴岡食文化創造都市の推進のために使用する場合。ただし、営利事業に使用する場合を除く。

ウ 個人が鶴岡市又は鶴岡食文化に関する非営利の情報発信をするために使用する場合

(2) 会長は、申請書を提出せずにロゴを使用している者について、前号ただし書に該当しない場合は申請書を提出するよう指示するものとする。

5 使用承認の制限

会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴの使用を承認しない。

(1) 法令又は公序良俗に反するものと認められるとき。

(2) 特定の政治的、思想的又は宗教的主張を表現したものに使用されると認められるとき。

(3) 鶴岡市暴力団排除条例（平成24年鶴岡市条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団を利用のおそれがあると認められるとき。

(4) ロゴを使用しようとする者固有の標章であるとの誤解を与えるおそれがあると認められるとき。

(5) 鶴岡市及び鶴岡食文化の信用又は品位を害するおそれがあると認められるとき。

(6) 鶴岡食文化創造都市推進の取組の意義を損ない、又は取組の正しい周知若しくは理解の妨げになるおそれがあると認められるとき。

(7) その他、会長が不適當であると認めたとき。

6 使用承認

- (1) 会長は、第4項の申請書に基づきロゴの使用を承認するときは、申請書を提出した者に対し、「鶴岡食文化ロゴ使用承認書」（別記様式2）を交付する。
- (2) 会長は、前項の使用の承認の際、必要な条件を付すことができる。

7 使用期間

ロゴの使用期間は、承認の日から最長2年間とする。

8 使用料

ロゴの使用料は、無料とする。

9 使用者の責務

ロゴの使用に関する事故又は苦情が発生した場合の責任は、現にロゴを使用している者（以下「使用者」という。）に帰するものとし、使用者は、誠意をもって必要な措置を講じなければならない。

10 使用状況の調査

会長は、使用者に対し、ロゴの使用状況について必要に応じて報告を求め、又は検査を行うことができる。

11 使用承認の取り消し

会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、ロゴの使用承認を取り消し、使用の停止を命じるとともに、ロゴが使用された物品等の回収を命じることができる。

- (1) 第5項各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。
- (2) この要綱の既定に違反したとき。
- (3) 使用承認申請に虚偽があることが判明したとき。
- (4) その他使用承認の取り消しが適当と会長が認めたとき。

12 免責

使用者又は使用者であった者は、この要綱の規定に基づく処分によって直接又は間接に生じた損失を鶴岡市又は協議会に請求することができない。

13 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については、協議会が鶴岡市と協議のうえ決定する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。